

資料

平成 2 8 年第 3 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 5 2 号 藤井寺市名誉市民条例の一部改正について

藤井寺市名誉市民条例の一部改正案 1

議案第 52 号

藤井寺市名誉市民条例の一部改正について

○藤井寺市名誉市民条例（昭和42年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は市民又は市に特に縁故の深い者で、政治、経済、学術、技芸その他社会文化の進展に貢献し、その功績が卓越する<u>ものに藤井寺市名誉市民</u>（以下「<u>名誉市民</u>」という。）の称号を贈り、その栄誉を顕彰することを目的とする。</p> <p>(待遇)</p> <p>第4条 <u>名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市の行う式典への招待</u></p> <p>(2) <u>死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める待遇</u></p> <p>(<u>取消し</u>)</p> <p>第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、<u>著しく名誉を傷つけ</u>、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長は市議会の同意を得て名誉市民であることを取り消すことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は市民又は市に特に縁故の深い者で、政治、経済、学術、技芸その他社会文化の進展に貢献し、その功績が卓越する<u>者に藤井寺市名誉市民</u>の称号を贈り、その栄誉を顕彰することを目的とする。</p> <p>(待遇)</p> <p>第4条 <u>名誉市民に対する待遇については、次に掲げるものの外市長が別に定める。</u></p> <p>(1) <u>市の行なう式典への招待</u></p> <p>(2) <u>死亡の際、市公葬の礼</u></p> <p>(<u>取消</u>)</p> <p>第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、<u>いちじるしく名誉を傷つけ</u>、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長は市議会の同意を得て名誉市民であることを取り消すことができる。</p>

